

第2次吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針令和7年度評価結果について

1 基本方針の概要

本基本方針は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく市町村計画であり、すべての吹田の子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向けて、すべての部局が共通認識をもって、子供の貧困の解消に向け施策を推進するために策定したものです。

事業・取組を効果的に推進していくため、PDCAサイクルを用い、毎年度の進捗状況を把握し、点検・評価を行い、その結果を踏まえて、事業・施策の充実・見直しを図ります。

また、本評価結果については、吹田市子ども・子育て支援審議会に報告するとともに、本市ホームページで公表するものです。

2 評価指標について

具体的施策に対する評価指標

各担当室課において、基本方針の対象となる事業・取組について、令和7年度の目標と成果から、次の3段階の内部評価を行いました。

評価指標	評価指標の定義
A	基本方針に基づいた施策が、十分効果的に実施できている
B	基本方針に基づいた施策が、概ね効果的に実施できている
C	基本方針に基づいた施策の効果的な実施に向けて、内容の見直しが必要である

3 具体的事業・取組に対する評価結果 総括表

「第2次吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針」の施策体系

基本理念

「すべての吹田の子供たちが夢と希望を持って成長していける地域社会の実現」

重点施策

- I 教育・学びへの支援
- II 生活・健康への支援
- III 保護者の就労・経済的支援
- IV 支援体制の整備

総括表

	重点施策Ⅰ	重点施策Ⅱ	重点施策Ⅲ	重点施策Ⅳ	合計	構成比率
A	24	40	27	17	108	77.1%
B	8	13	5	6	32	22.9%
C	0	0	0	0	0	0%
合計	32	53	32	23	140	100%

※各項目の構成比率は四捨五入をしているため、合計が100%とならない場合があります。

全体の約77.1%の事業が十分効果的(A評価)に、残り約22.9%も概ね効果的(B評価)に実施できています。

子供の貧困に関する指標においても、スクールソーシャルワーカーの配置人数や子供食堂箇所数は新たに目標を達成しており、子供が抱える課題の解消に向けた取組が進んでいます。引き続き、PDCAサイクルを活用し子供の貧困対策のための施策を推進してまいります。

4 具体的事業・取組に対する内部評価結果一覧表

基本方針掲載事業・取組名	評価	対象年齢等								ページ
		妊産婦	就学前	小学生	中学生	18歳未満	40歳未満	保護者	団体等	
重点施策Ⅰ 教育・学びへの支援										
基本支援1 学びの環境づくりの支援										
生活困窮世帯の子どもの学習支援教室事業	B									1
小学校スタートアップ事業	A									1
習熟度別少人数指導	B									2
各種調査結果を踏まえた教育課程の改善・充実	A									2
特別支援教育の充実	B									3
小中一貫教育の充実	A									3
外国人児童・生徒への支援	A									4
教職員の資質能力の向上	A									4
来所・電話相談事業	A									5
出張教育相談事業	A									5
進路選択支援事業	A									6
青少年活動サポートプラザ相談事業	B									6
青少年活動サポートプラザ主催事業	A									7
★公共施設を活用した自習室の確保	A									7
★生活困窮世帯等への多様な学びの場の提供	A									8
基本支援2 子供の経験・体験機会の充実										
児童会館運営事業	A									8
こどもプラザ事業(地域の学校)	A									9
青少年活動サポートプラザ主催事業【再掲】	A									9
青少年クリエイティブセンター主催事業	B									10
青少年育成事業(さわやか元気キャンプ)	A									10
地域の青少年関係団体の実施する体験事業	A									11
キャリア教育	A									11
★地域や民間企業等と連携した体験機会の創出	A									12
基本支援3 不登校の児童・生徒、ひきこもりの若者支援										
不登校児童・生徒支援事業	A									12
子どもサポートチーム事業	B									13
来所・電話相談事業【再掲】	A									13
出張教育相談事業【再掲】	A									14
青少年活動サポートプラザ相談事業【再掲】	B									14
青少年クリエイティブセンター相談事業	B									15
青少年育成事業(さわやか元気キャンプ)【再掲】	A									15
★フリースクール等の民間施設やNPO等との連携	A									16
★不登校児童・生徒に対する教育支援教室「光の森」「学びの森」の再構築	A									16
重点施策Ⅱ 生活・健康への支援										
基本支援4 子供の居場所支援										
児童会館運営事業【再掲】	A									17
子供食堂に対する支援	A									17
こどもプラザ事業(太陽の広場)	B									18
小学校の校庭開放事業	A									18
留守家庭児童育成事業	A									19
青少年活動サポートプラザ主催事業【再掲】	A									19
青少年クリエイティブセンター主催事業【再掲】	B									20
★地域団体等による学習の場づくりへの支援	A									20
★新たな子供の居場所づくり	A									21
基本支援5 子供の育ち支援										
母子健診事業	A									21
予防接種事業	A									22
親子健康応援アプリの開発及び運用	B									22
子育て短期支援事業	A									23
子ども見守り家庭訪問事業	A									23
育児支援家庭訪問事業	A									24
児童虐待防止対策事業	A									24
発達支援保育事業	B									25
緊急一時保育事業	A									25
休日保育事業	A									26

基本方針掲載事業・取組名		評価	対象年齢等								ページ
			妊産婦	就学前	小学生	中学生	18歳未満	40歳未満	保護者	団体等	
	すいた健康サポーター事業	A								26	
	子供の適切な食塩摂取に向けた食育	B								27	
	こども発達支援センター事業	B								27	
	ヤングケアラー支援	A								28	
	子ども健全育成生活支援事業	A								28	
	医療扶助適正化等事業	B								29	
	★ヤングケアラーに対する相談しやすい体制づくり	A								29	
	★食育をより推進するため、中学校給食での全員喫食実施	A								30	
基本支援6 相談支援体制の充実											
訪問指導事業	A								30		
妊婦等包括相談支援事業	A								31		
妊婦のための支援給付事業	A								31		
産前・産後サポート事業	A								32		
産後家事支援事業	A								32		
産後ケア事業	A								33		
育児支援家庭訪問事業【再掲】	A								33		
地域子育て支援拠点事業	B								34		
子育て支援コンシェルジュ事業(基本型)	B								35		
子育て支援コンシェルジュ事業(特定型)	A								35		
親子健康応援アプリの開発及び運用【再掲】	B								36		
こども発達支援センター事業【再掲】	B								36		
家庭児童相談事業	A								37		
来所・電話相談事業【再掲】	A								37		
出張教育相談事業【再掲】	A								38		
青少年活動サポートプラザ相談事業【再掲】	B								38		
青少年クリエイティブセンター相談事業【再掲】	B								39		
ひとり親家庭相談・就業相談	A								39		
養育費・親子交流相談等	A								40		
生活困窮者自立相談支援事業	A								40		
交流活動館相談事業	A								41		
男女共同参画センター相談事業	A								41		
男女共同参画センター主催事業	A								42		
DV防止対策事業	A								42		
精神保健事業	A								43		
★アウトリーチ(訪問)による支援の拡充	A								44		
重点施策Ⅲ 保護者の就労・経済的支援											
基本支援7 保護者に対する就労支援											
地域就労支援事業	B								45		
就労体験事業	B								45		
生活困窮者の就労支援	B								46		
生活困窮者就労準備支援事業	B								46		
生活保護受給者就労支援事業	A								47		
ひとり親家庭相談・就業相談【再掲】	A								47		
ひとり親家庭就業支援	A								48		
通常保育事業	B								48		
一時預かり事業	A								49		
病児・病後児保育事業	A								50		
留守家庭児童育成事業【再掲】	A								50		
★個人の状況に応じた多様な就労支援策の提供	A								51		
基本支援8 経済的支援											
生活保護事業	A								52		
生活困窮者住居確保支援事業	A								52		
市営住宅への優先枠の確保	A								53		
小学校就学援助事業	A								53		
中学校就学援助事業	A								54		
高等学校等学習支援金支給事業											
子ども医療費助成事業	A								54		
ひとり親家庭医療費助成事業	A								55		
児童手当給付事業	A								55		
児童扶養手当給付事業	A								56		

